

議案第59号

天理市印鑑条例の一部改正について

天理市印鑑条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年9月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）」を「印鑑登録証」に改める。

第7条の2第2項中「第3条」の次に「及び第5条」を加える。

第11条の見出し中「抹消」を「抹消等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消しなければならない。

第12条の2の次に次の4条を加える。

（自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第12条の3 第12条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。）に印鑑登録証を使用して暗証番号及び必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（暗証番号の登録）

第12条の4 前条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、あらかじめ暗証番号登録申請書により、自ら市長に申請しなければならない。この場合において、印鑑登録証の交付を受けているときは、当該印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

2 前項の登録の申請については、第5条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定において準用する第5条の規定による確認をしたとき

は、当該暗証番号を登録するものとする。

(暗証番号の変更)

第12条の5 前条第3項の規定により暗証番号を登録された印鑑登録者(以下「暗証番号登録者」という。)は、当該暗証番号を変更しようとするときは、暗証番号変更申請書に印鑑登録証を添えて自ら市長に申請しなければならない。

2 前項の変更の申請については、第5条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定において準用する第5条の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を変更するものとする。

(暗証番号の廃止)

第12条の6 暗証番号登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、暗証番号廃止申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の廃止の申請については、第3条及び第5条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定において準用する第5条の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を廃止するものとする。

第13条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動交付機により申請する場合において、登録を受けた暗証番号以外の暗証番号を使用したとき。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。ただし、第12条の2の次に4条を加える改正規定(第12条の3に係る部分に限る。)は、同年12月1日から施行する。